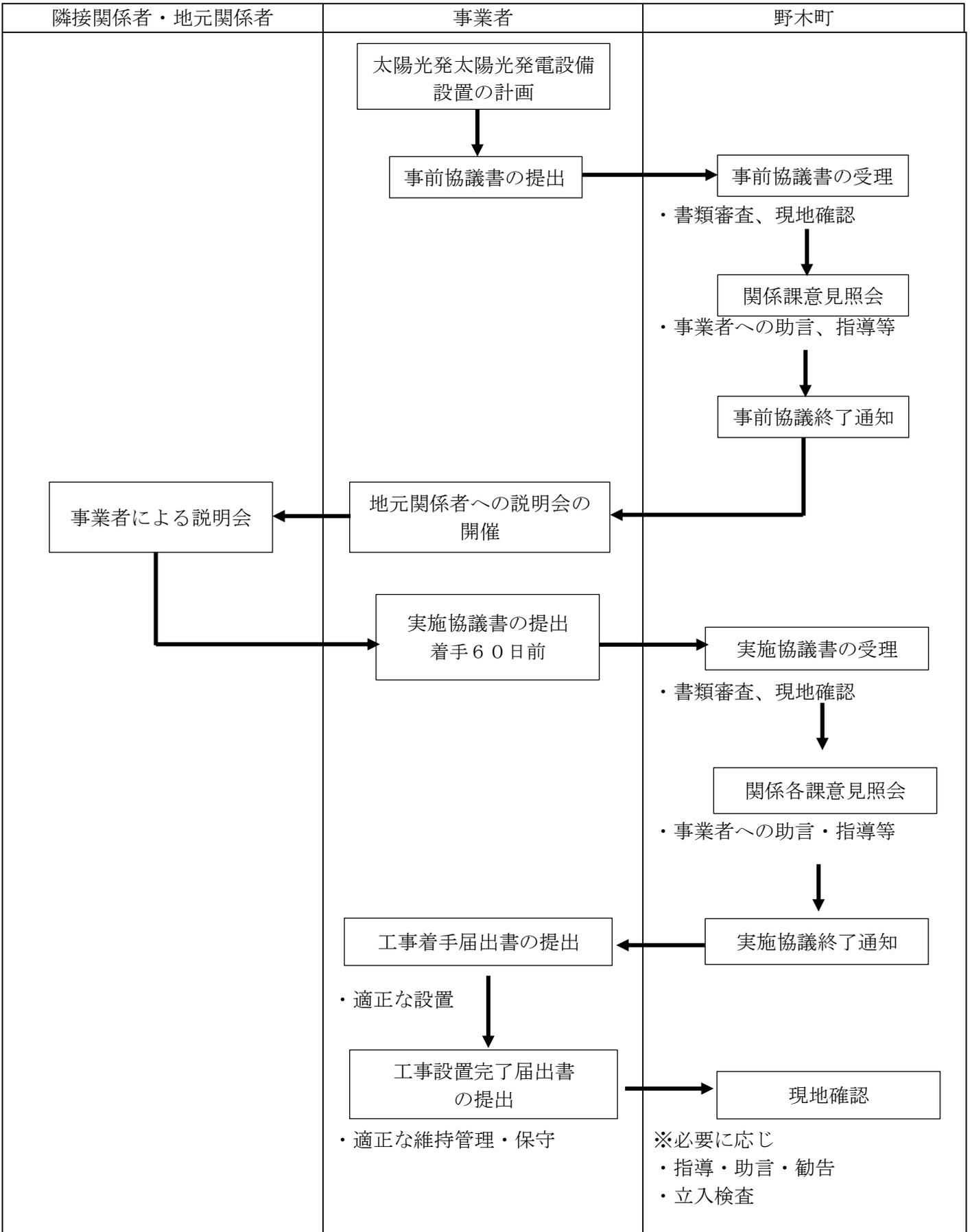


手続きの流れ—野木町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例—

50kW以上の発電施設、または設置抑制区域において10kW以上の発電設備設置する場合は、条例に基づく届出が必要です。（計画から工事完了までの手続き）



手続きの流れ—野木町太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例—

50kW以上の発電施設、または設置抑制区域において10kW以上の発電設備設置する場合は、条例に基づく届出が必要です。（その他の届出）

